

令和2年4月27日

お客様 各位

福岡県柳川市新外町 89-2
西日本ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたガス料金に係る対応について
(第2報)

当社は、3月23日に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、ガス料金のお支払いが支払期限までに困難なケースが生じることを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受け、且つ一時的にガス料金の支払いが困難となるお客様であって、お客様から当社に申し出があった場合には、当該お客様に対して、ガス料金の支払期限延長の対応を講じております。

この度、当該対応の内容を一部変更し、下記の通りといたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様、及び当社がガス料金の支払いが困難な事情があると判断したお客様のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分及び3月検針分をそれぞれ2ヶ月間延長(従来は1ヶ月間延長)、4月検針分を2ヶ月間延長、5月検針分を1ヶ月間延長する。

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客様は、自動的に「2ヶ月間延長」に変更する。

以上

お問合せ先： 西日本ガス株式会社
柳川本社 Tel 0944-74-1414
八女支店 Tel 0943-23-5008